

82. 江戸期における大坂新町の空間構成に関する研究

A Study on Spatial Characteristics of Osaka-Shinmachi in Edo Era.

田上仁志^{*}・木下 光^{**}・丸茂弘幸^{**}

Hitoshi Tanoue, Hikaru Kinoshita and Hiroyuki Marumo

This study aims to clarify spatial characteristics of Shinmachi-YUKAKU of Osaka in Edo era. As a result of considering Shinmachi from a viewpoints of historical construction, the following points became clear.

1. Shinmachi was zoned in order to arrange "YURI" (not authorized quarter) which is used to develop a city as a method of management of Osaka.
2. Although "YUKAKU" (licensed quarter) was isolated from circumference, Shinmachi has become open up gradually.
3. Shinmachi was composed of the aggregate of six settlement and the each settlement made a strong connection with surrounding area. This had resulted in a change to internal composition.

Keywords : Shinmachi, YUKAKU(licensed quarter), Osaka, Edo Era
新町 遊廓 大坂 江戸期

1. 序論

(1) 研究の目的と背景

大坂新町は寛永元年(1624)江戸幕府より設置許可を得、寛永六年頃から営業を開始し、以来昭和三十三年(1958)の売春防止法施行まで300年以上に渡って廓としての営業を続けてきた。しかし今は遊廓の形跡は全くなくなりオフィス街となっている。廓は近世都市において「悪所」と呼ばれ蔑視されると共に周囲を堀や塀で囲われ、日常空間から社会的にも物理的にも隔離されていた。しかしその一方で近世都市の賑わいの中心として独自の文化や揚屋などといった華麗な建築形態を生み出すなど、そこには一種の都市的な空間が創り出されていたのである。

本研究は江戸期の廓のひとつである新町を様々な角度から取り上げ、このように差別視され隔離された空間でありながら人々を魅了し豊かな文化を生み出すといった、矛盾した性格を持つ廓の空間的性質を明らかにする⁽¹⁾ことを目的とする。

(2) 新町に関する史料

江戸期の新町に関する史料は大きく分け「細見」と呼ばれる新町のガイドブック的なものと、新町の情景が描かれた「名所案内」という2つの種類に分けられる。それらの中で本論において使用する史料を表-1に示しておく。

表-1 新町に関する史料⁽²⁾

種類	史料名	著者	刊行年
細見	「色道大鏡」	藤本英山著	延宝九年(1681)刊
	「懸城色三味線」	江島基研著	元禄十四年(1701)刊
	「遊樓」宝膳版	吟古市人著	宝曆七年(1757)刊
	「遊樓」天明版	吟古市人著	天明三年(1783)刊
	「遊樓」寛政版	吟古市人著	寛政十年(1798)刊
	「つましるし」寛政版	和泉屋印兵衛板	不詳
名所案内	「摺津名所図会」	秋里蘿島著	安政年間(1854-1859)
	「浪華の歴ひ」	松川半山画	安政二年(1855)

(3) 言葉の定義

本論の研究対象である大坂新町や江戸吉原、京都島原といった廓は、幕府により設置が許可されているが、周囲には堀と塀が回らされ周辺と明確に隔離されていた。加えて内部には町という単位による管理体制を有していた。

そこで本論ではこういった、許可、隔離、統制という3つの要点を満たす傾城屋の集まりを「廓」という語で表することにする。また、江戸期において公許されたものと非公許のものとではその扱われ方に大きな差があった。そこで非公許のものを遊里と表し、それら「廓」、遊里を含めた総称を遊所と表すこととする。

2. 「廓」の形成過程

「廓」という形態がどのような過程を経て形成されてきたのかをまず見てみることにする。

日本において遊女の存在を初めて確認できるのは奈良

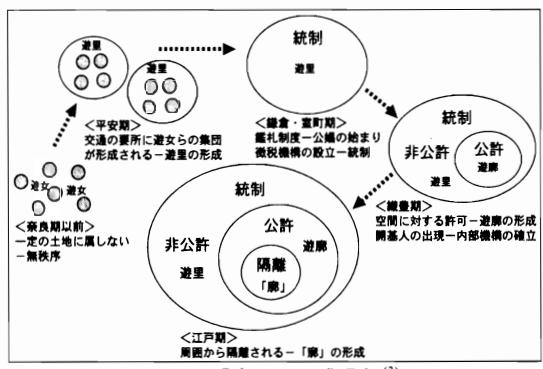


図-1 「廓」の形成過程⁽³⁾

*正会員 株式会社乃村工藝社(NOMURA Co.,Ltd.) **正会員 関西大学工学部建築学科(Kansai University)

期である⁽⁴⁾。このころの遊女は「遊行女婦」と呼ばれ一定の地に属していないものであった。しかし平安期になると遊女らは江口・神崎などといった交通の要所に集まり遊女町を形成し始める。そして鎌倉期には「遊君別当」という遊女間の争い事を仲裁する官職が設けられるようになり、室町幕府においても「傾城局」という鎌倉期と同様の官職がつくられる。室町幕府下においては、遊女に官許の鑑札を渡し税金を徴収⁽⁵⁾し、これにより遊女という職業が公に認められたといえる。その後天正十七年(1589)には豊臣秀吉の許可を得て、京都冷泉万里小路に二条柳町遊廓が開かれる。ここに初めて遊女らを1か所に集め管理するという公娼集

娼制度の確立を見ることが出来る。この二条柳町遊廓にしても、六条三筋町遊廓⁽⁶⁾にしても周囲を堀や塀などにより囲われることはなく、開かれた空間であった。

廓が周囲を囲われ隔離されるようになったのは、元和四年(1618)に江戸に開設された葭原遊廓が最初である。その後設置された新町遊廓〔寛永元年(1624)設置〕にしても島原遊廓〔寛永十七年(1640)設置〕にしても周辺からは堀と塀により隔離されており、各々内部は町単位に分かれていることからここに「廓」の形成を見ることができる(図-1)。

3. 新町の位置づけ

(1) 近世大坂における遊所の流れ

前述の通り「廓」は江戸期に成立するのであるが、ここではより具体的に近世大坂において遊所がどのように扱われていたのかを見てみる。

二度の大坂の陣によって衰退した都市に対し幕府は都市拡大のための市街整理と堀川の開墾を実施し、その開墾によって出来た新地には発展のため茶屋株や風呂屋株を許可した。しかしこういった茶屋や風呂屋はほとんどのものが非公許の遊里となるのが実状であり⁽¹⁾、新地はその大半が遊里となっていた。その都市内に散在した遊里を整理し都市内の秩序を保つため、寛永元年(1624)新町遊廓を開設するのであるが、新町開設後も新地開発に伴う茶屋株、風呂屋株の許可は続き、大坂内の遊所は増加する一方にあった。宝暦十三年(1763)刊「風流志道軒傳」を見ると新町を含め24か所の遊所が記載されており、天保

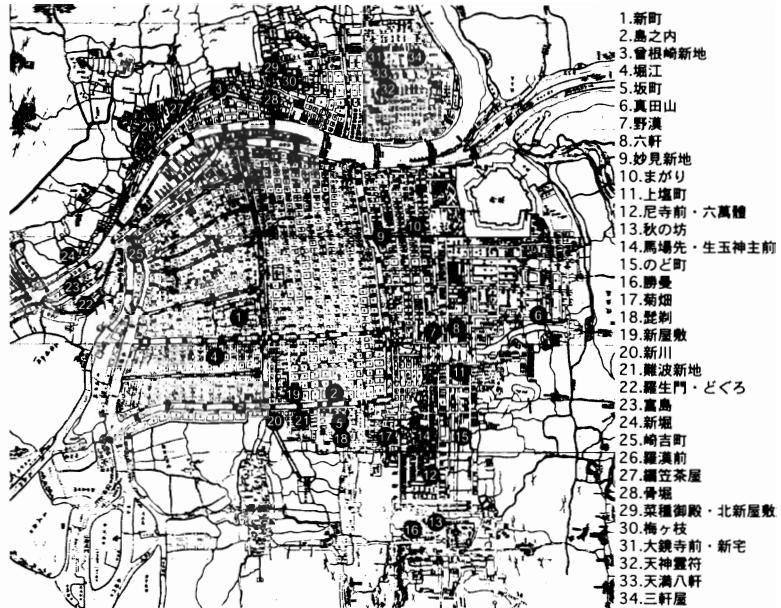


図-2 天保期の遊里位置図

十一年(1840)刊「諸国遊所見立角力並値段附」には34か所もの遊所が記載されている(図-2)。すなわち近世大坂において遊所は新地発展には欠かせない存在となっており⁽²⁾、都市繁栄策の一環として利用されていたのである。

(2) 幕府の遊所管理

幕府は都市内に散在していた非公認の遊里を整理し、「廓」という形態を以って許可をし1ヶ所に集合させることで管理しようとした。そうして「廓」に対して元和三年(1617)「元和五ヶ条」⁽⁷⁾が発布される。「廓」管理の法はこれが最初のものであり、その内容を概略すると、①公許の地以外での営業は禁止、遊女はその公許の地から出でてはならない、②遊興は一日一夜限り、③遊女の衣服は質素なものとする、④建築も質素なものとし、町役を勤めること、⑤不審者は奉行所に届け出ること⁽⁸⁾、となっている。この法令で注目すべき点は、第1項において「廓」の他の営業を禁止したことであり、つまり「廓」は絶対的に保護されることとなった。また第4項においては「廓」内の町に町役を義務づけており、それはすなわち「廓」を都市の構成要素の1つに受け入れたと考えられるのである。

大坂においては寛永十七年(1640)に「揚屋仕置之事」「傾城屋仕置之事」が発布されている⁽⁴⁾。新町は「元和五ヶ条」において公許という絶対的な保護を受けたのであるが、今回のこの町触において新町に非公許の場所での遊女を見つけ次第届け出ることが追加された。すなわち新町は大坂における唯一の公許という名分だけでなく、他の非公許の遊里を排除する権利が与えられたのである。

表-2 三都比較表

このように近世都市において遊所は「廓」を頂点としたヒエラルキーによって管理されていたのである。

(3)三都の「廓」比較

ここでは新町がどのような特質を有していたのかを知るために他の「廓」である吉原、島原と以下の6項目で比較を行ってみることにする(表-2)。

(I)立地

新町の敷地は蘆が茂る浜辺の一部であり、当時大坂の市街地の端であった。吉原も浅草日本堤という奥州街道沿いの江戸中心部から離れた未開発の場所にあり、島原もまた朱雀野という丹波街道沿いの境地にあった。このように「廓」は周囲を堀などで囲われ隔離されるといったほかに、立地においても都市周縁部に設置され、距離的な隔離を受けていた。

(II)移転

都市周縁部に設置され距離的な隔離を受けた「廓」であるが、都市の発展に伴い周辺が市街地化されていくと、移転が行われまた都市周縁部に設置されている。吉原においては明暦三年(1657)に、島原においては慶長七年(1602)と寛永十七年(1640)にそれぞれ移転され、さらに市街地から遠く追いやられている。しかし新町は周辺が市街地化しても移転をされることはない。

(III)敷地の形状

新町の敷地形状は南北4町東西4町の堀割に沿った不整形な形であるのに対し、吉原と島原は南北2町東西3町の規則的な矩形であり、新町のみが周辺の一般的な町割と変わりのない形状をしている。

(IV)隔離

堀と塀により隔離されるといった方法は全てに見られるが、その隔離の程度を見ると、吉原は幅5間もある堀と塀が周囲を囲んでおり、島原も幅1間半の空堀とその土を盛り上げた土塀が周囲を囲んでいる。しかし新町は周囲を囲む堀も溝と呼ばれるほどのものであり、塀においては東側にしか設置されておらず⁵⁾、明らかに新町だけ隔離の度合いは弱い。

(V)門

開設当初これら3つの「廓」には門は1つしかなく⁶⁾一方口であった。しかし新町では開設から30年ほどたった明暦三年(1657)に東側中央部に2つ目の門が開き、その後徐々に門は増え18世紀末ごろには計7つの門が新町には開かれている。島原も享保十七年(1732)に2つ目の門

	新町	吉原	島原
立地			
配置構成模式図			
沿革	寛永元年(1624)開設許可 寛永6年(1629)營業開始	元和3年(1617)開設許可 元和4年(1618)營業開始 明暦3年(1657)浅草三筋へ移転 吉原遊廓となる	天正17年(1589)二条柳町遊郭開設 慶長7年(1602)六条三筋へ移転 寛永17年(1640)朱雀野へ移転し 島原遊廓となる
場所	上博労	浅草三谷	朱雀野
移転	開設以来移転せず	明暦3年深川から移転	慶長7年万里小路から豈町六条へ 寛永17年豈町六条から移転
敷地形状	4町×4町の不整形	2町×3町の矩形	2町×3町の矩形
隔離	堀+塀(東側のみ)	堀(5間のち2間)+塀	空堀(幅1間半)+土塙
門	開設時:西側中央に1か所 明暦3年(1657)東大門設置 享保9年(1724)吉原町門設置 宝曆4年(1754)新京橋町門 佐渡島町東門設置 天明6年(1786)佐渡島町西門 佐渡島町門設置	開設時:東側中央に1か所	開設時:東側北端に1か所 享保17年(1732)西門設置 明和年中(1764~71) 東大門東側中央へ移動
アプローチ	直線の道	曲折した道	道に対し大門が直交する

が開くのだが、ただ吉原のみが開設当初から門は1つのみであった。

(VI)アプローチ

吉原のアプローチは湾曲しており街道から直接大門が見えないよう工夫をされていた。また島原のアプローチも道に対し大門が直角に付けられており、同じく直接門が見えないように施されていた。しかし新町のアプローチは市街中心部から直線の道が大門に接続し、かなり直接的なアプローチをとる。

以上三都それぞれの「廓」を比較した結果、新町の特質として以下の点があげられる。

- ①「廓」の立地特性として都市周縁部に設置されることがあげられる。しかし吉原・島原がともに周辺の市街地化により移転を行われたのに対し、新町は周辺が市街地化されても移転は行われなかった。
- ②新町の隔離の度合いは溝と東側のみの塀という弱いものであり、さらに初めは1つだった門も次第に様々な場所に設けられていった。
- ③新町の敷地形状は堀割に沿った不整形を見せており、吉原・島原が見せる人工的な矩形と大きく異なる。また新町へのアプローチには何の工夫も施されておらず門が直接的に付属する。つまり都市内における特殊な場としての意味合いは弱いと言える。

4. 新町の空間構成

(1) 新町の街区構成

図-3は寛政版「瀬標」記載の新町の図である。新町の敷地は東西に走る4筋の道とそれに直交する4本の道からなり、南北4町東西4町という「四町四方」の東西に長い町割を見せてている。これは他の大坂の一般的な町割と変わりがない。そして周囲には下水道の機能を持つ堀が巡らされ、東西の道と平行して3本の下水道が通り、さらに廓内の各所には町々を区切る小門が設けられている。

新町は遊所整理の目的のもと大坂市中から集められた傾城屋の集合体であり、内部は瓢箪町、佐渡嶋町、吉原町、新京橋町、新堀町、九軒町、佐渡屋町といった7つの町で構成されている。「瀬標」宝暦版には各町の移転時期と移転元が記載されており、これによると、個人に受け渡された佐渡屋町と新たにつくられた九軒町を除き、各町はそれぞれ移転元での集団がそのまま新町内で町を形成していることがわかる。さらに廓内の小門はこの移転元によるまとまりを領域的に分割しており、これらのことから新町は、瓢箪町、佐渡嶋町、吉原町、新京橋町・新堀町、九軒町、佐渡屋町という6つのまとまりの集合体として捉えることが出来る。

(2) 新町の店舗構成と分布

新町は管理買売春の場、言い換えると特殊な商業地であり店が新町の構成の中核を為している。その店には大きく2つの業種があり、1つは女郎屋という遊女を抱えている店、もう1つは揚屋、茶屋という遊女を迎えて遊興する店があった。これら買売春関係の店の他、廓内には住居や飲食店、道具屋などもあり⁽⁸⁾、繁華の様子が見て取れる。(図-4)

遊女を抱える女郎屋は、抱えている遊女の妓品⁽⁹⁾により建物の形態が変わり、天神や鹿子位などを抱える女郎屋は格子によって囲われた「張見世」を持ち(図-5)、対して端女郎は「局」⁽¹⁰⁾と呼ばれる長屋であった(図-6)。また、この妓品により客が遊女を迎えることの出来る店が決まっており、揚屋には太夫と天神を迎えることができ、茶屋には天神のみ、呼屋には鹿子位のみを迎えることができたのだが、最下級の端女郎はどこにも迎えられることはなく「局」でそのまま客を取っていた。

図-7は延宝九年(1681)刊「色道大鏡」に示されている17世紀後半の新町内部の店の分布であるが、女郎屋が新町の店舗の大部分を占め廓内全般に分布している。そして揚屋は中央の通筋から一筋奥入った九軒町や佐渡嶋町の西に集中しており、茶屋は中央の通筋からこの揚屋が集まる区域への入口付近と東門付近の横筋に分布している。つまり高級遊女である太夫を迎える揚屋は大通りから外した奥に配置され、揚屋の手前には天神を迎える

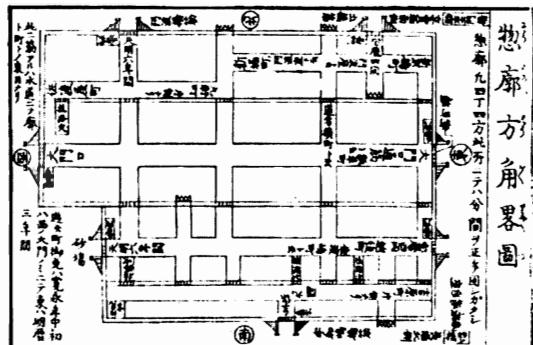


図-3 惣廓方角略図 「瀬標」 寛政版



図-4 瓢箪町の図 「瀬標」 寛政版



図-5 通筋夜見世の景 「瀬標」 天明版



図-6 局夜見世の景 「瀬標」 天明版

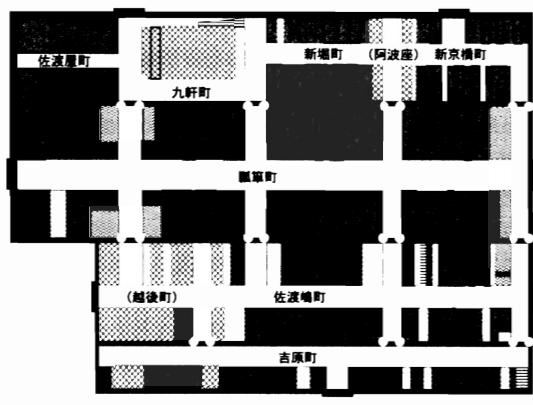


図-7 17世紀後半の新町店舗分布図

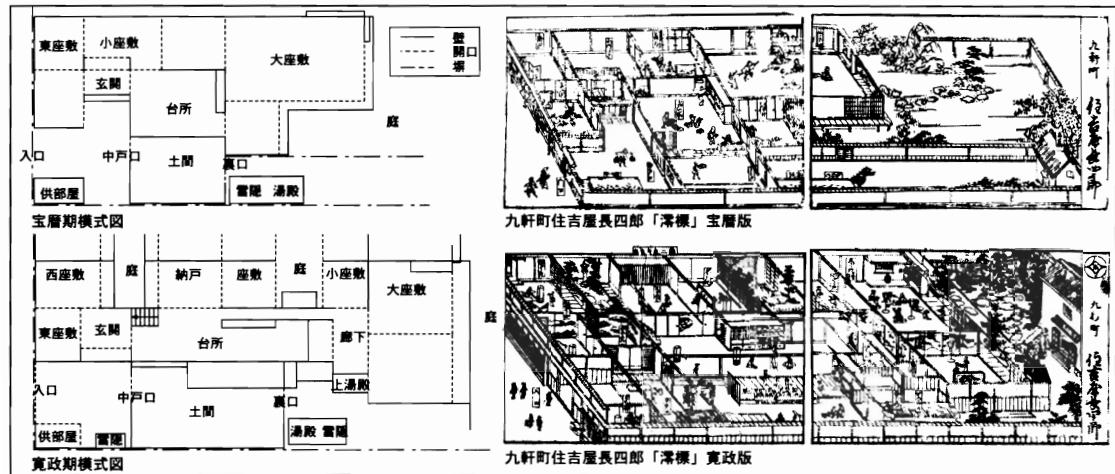


図-8 揚屋の構造（住吉屋長四郎）

おいて特別な空間であった揚屋もその領域にこそ変化は見られないが、廓内の変化により揚屋自体の構成が変化していたのである。

6. 結論

以上、江戸期の新町を様々な視点から考察を加えた結果以下の点が明らかになった。

①江戸期において成立する「廓」の設置理由の1つは、都市内に散在していた遊所を整理し秩序を保とうとしたことであるが、大坂において遊所は都市繁栄策として利用されており、「廓」設置後も遊所が増え続けていく。

②都市周縁部に設置され距離的な隔離も受ける「廓」であるが、新町は周辺が市街地化した後も移転されることなく存在しつづけ、逆に門が次第に増加し開かれた空間になっていく。

③新町は6つのまとまりの集合体と見ることができるが、これら6つのまとまりは各々廓外につながる門を有し、廓内との内的な結びつきよりも廓外との外的な結びつきを強くしていった。この外との結びつきにより内部構成が大きく変化するのである。

④各町が廓外とのつながりを持っていく一方で、揚屋の集まる九軒町だけは領域的に閉じた空間として存在し続けている。しかしその実新町の内部構成の変化を受け揚屋自体がその構成を変化させていくのである。

新町は、都市に取り込まれる前に移転され日常空間とのつながりを得られなかつた吉原や島原と異なり、逆に都市に対し次第に開いていく中でその内部の構成を大きく変化させる。そしてこの変化こそが新町を魅力のある空間へと創り上げたのではないだろうか。大坂は都市繁栄策で使うなど遊所に対し寛容な場所であった。そのことこそが新町の発展に繋がったと思われるのである。

本研究の一部は、平成12年度関西大学学部共同研究費によって得られた成果である。ここに謝意を表する。

補注

- (1)これまでにも江戸期の廓に対する研究は数多くなされているが、そのほとんどは文化史論、身分史論、女性史論であり、建築的都市的な側面からの研究は、北地祐幸・渡邊貴介・村田尚生（1998）「江戸期における遊里の全国的分布と城下町内立地の特性に関する研究」『日本都市計画学会学術研究論文集』があるくらいである。
- (2)使用史料出典は以下の通りである。「色道大鏡」（野間光辰（1961）,『完本色道大鏡』, 友山文庫)、「傾城色三味線」(東洋文庫(1974)『浮世草子』第2巻, 貴重本刊行会)、「溝標」宝曆版(船越政一郎編(1926),『浪速叢書』第1巻, 浪速叢書刊行会)、「溝標」天明版(関西大学蔵)、「溝標」寛政版(関西大学蔵)、「つましるし」寛政版(関西大学蔵)、「浜津名所図会」(関西大学蔵)、「浪速の賑ひ」(関西大学蔵)
- (3)上村行彰(1929)『日本遊里史』春陽堂、明田鉄男(1991)『日本花街史』雄山閣出版に依拠した。
- (4)「万葉集」には遊女が詠んだと思われる歌が収録されている。
- (5)大永八年(1528)発布の「傾城捕任状」には遊女1人に対し年15貫文の課税を行ったことが記述されている。
- (6)二条柳町遊廓は慶長七年(1602)六条に移転され、六条三筋遊廓となつた。
- (7)この法は江戸の吉原に対し発布されたものであるが、「廓」管理の基礎法となり、吉原開設以後設置された新町も島原もこの法令によつて管理されている。
- (8)貞享四年刊(1687)「色里夢想鏡」には飲食店や道具屋などの店名が記載されている。また寛政版「溝標」には廓内の提灯屋や湯屋などの絵図が記載されている。
- (9)妓品とは遊女の格付けの名称であり、高いものから太夫、天神、鹿子位、端女郎という名称になっている。この妓品は時代によって細分化されたり呼び方も変化するのであるが、ここでは大きく4つに分けで使用する。
- (10)「局」の建物は長屋造りで、一般的に入口は土間でその横に板間があり、その奥に寝室が続いている。

引用・参考文献

- 1)大阪市参事会(1913),『大阪市史』第1巻, pp. 479, 大阪市参事会
- 2)上村行彰(1929),『日本遊里史』, pp. 239-240, 春陽堂
- 3)明田鉄男(1991),『日本花街史』, pp. 27, 雄山閣出版
- 4)黒羽兵治郎(1974),『大坂町奉行御触書総目録』,『清文堂史料叢書』第10巻, 清文堂
- 5)上村行彰(1929),『日本遊里史』, pp. 134, 春陽堂
- 6)上村行彰(1929), 同上書, pp. 121
- 7)吟古市人(1757),『溝標』,(船越政一郎編,『浪速叢書』第14巻, pp. 491-504, 浪速叢書刊行会)